

民法 (配点 60 点)

以下の【設例】を読んで、【設問】に答えなさい。なお、各【設問】は独立である。

【設例】

X は、2022 年 2 月 3 日、著名な画家の書いた絵画「甲」（時価 1000 万円相当）を A から代金 1000 万円で購入し（以下、「本件売買契約」という。）、同日、代金を全額支払った。甲は、本件売買契約の時点では A が所持しており、本件売買契約締結の後日に X の自宅に届けられる予定となっていた。しかし、現在、Y が甲を所持している。

【設問 1】 (配点 40 点)

X は、本件契約締結時、A から、「レンタル期間を定めずに、毎月レンタル料を払うので、甲を貸してほしい。」との申し出を受けたので、これを了承し、A が引き続き甲を所持することとなった。

しかし、その後、A は気が変わり、Y に甲を代金 1000 万円で売却し、引き渡した。Y は、A との売買契約の時点で、A が甲の所有者であると過失なく誤信していた。

X は、Y に対し、A から先に甲を買ったのが自分であることを理由として甲の引渡しを求めた。X の請求は認められるか。甲のレンタル合意に基づく占有の法的性質を検討したうえで答えなさい。

【設問 2】 (配点 20 点)

Y は、本件売買契約以前から、甲を所有しており、2022 年 1 月 10 日に、YA 間で、「甲を代金 800 万円で売却する。買主は、契約締結後 2 週間以内に代金を支払う。所有権は代金全額支払時に移転する。期日までに代金の支払がない場合には本契約は何らの催告を要せずに失効する。」という内容の売買契約（以下、YA 間の売買契約を「先行売買契約」という。）が締結され、Y から A に甲が引き渡されていた。その後 AX 間で本件売買契約が締結されたが、A が、Y に先行売買契約の代金を支払わなかったため、同年 2 月 5 日、Y は、A から甲を引きあげた。

そして、同年 2 月 10 日、甲が届かないことを不審に思った X は、A に連絡した。X は、本件売買契約の時点で、先行売買契約の存在及び内容は知っていたものの、自身が A に代金全額を支払った以上は A も Y に対して不払いを起こすようなことはないだろうと思っていた。

上記のような事情において、X は、Y に対し、甲の所有権が自己にあることを主張して甲の引渡しを求めることができるか。先行売買契約における、甲の所有権に関する合意の法的性質を検討したうえで、答えなさい。

以上